

令元福個答申第4号  
令和2年2月14日

福岡市長 高島 宗一郎 様  
(市民局総務部区政課)

福岡市個人情報保護審議会  
会長 村上 裕章

### 個人情報の公益上の取扱いについて (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第10条第2項第6号の規定に基づき、令和2年1月31付け市区第631号により諮問を受けた件につきましては、審議の結果、下記のとおり答申いたします。

#### 記

#### 1 審議会の結論

##### 【諮問①について】

住民基本台帳記載事項の一部を、自衛官等募集事務に利用することを目的として、自衛隊に提供することについては、公益上の必要性が認められるものと判断する。

実施機関におかれては、個人情報の取扱いはその利用目的の範囲内で行わなければならないとされていること、本件については、自衛隊による個人情報の取扱いに不安を感じる市民や自己の個人情報の提供を望まない市民の心情にも配慮する必要があることを十分認識し、以下の措置を講じられるよう要望する。

- (1) 個人情報を提供する際の媒体は紙のみとし、提供する情報は、適齢者の「氏名」及び「住所」に限ること。
- (2) 提供する情報の取扱いについては、目的外利用の禁止等の情報管理の徹底及び事務終了後の確実な廃棄並びにこれらの実施状況に関する報告を書面で求めるなど、個人情報保護の観点から厳格な措置を講じること。
- (3) 毎年度、情報の提供に先立って、公益上の必要性に関する説明を含めた市民への周知を行い、自己の情報を提供してほしくない旨の意思表示を行った市民については、提供する情報から除外する措置を講じること。
- (4) 毎年度、自衛隊に個人情報を提供したことについて、公表を行うこと。

**【諮問②について】**

住民基本台帳記載事項の一部を，紙媒体又は電磁的記録媒体にて自衛隊以外の国又は地方公共団体の機関に提供することについては，その利用目的が必ずしも明らかでなく，現時点で一概に公益上の必要性を判断することができないため，今後，個々の事案について具体的な必要性が生じた時点で，改めて諮問されることが妥当である。

**2 審議の経過**

年 月 日	審 議 の 経 過
令和2年1月31日	実施機関から諮問（諮問第156号）
令和2年2月7日（目的外利用等審査部会）	審議